

ボタン電話主装置買入仕様書

1 件名

ボタン電話主装置買入

2 品目・規格等

別表1のとおり

3 納入場所

姫路海上保安部管理課

〒672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1

TEL 079-231-5063

4 納入期限

平成31年3月27日(水)

5 納入検査

納入場所において検査職員の検査・合格をもって完了とする。

6 支払い

納入完了後の支払いとする。

7 仕様

(1) 機器仕様は別表2のとおり

(2) すべての製品は、電気通信業務法による技術基準適合認定に合格した製品であること。

(3) 納入する機器等は最新の製品シリーズとし、同製品の製造中止から6年以上の保守体制(予備品の調達を含む。)が確保できること。

(4) 別表2に記載する収容パッケージを搭載後、搭載可能な空きパッケージが4パッケージ以上あること。

(5) 保守管理を行うための講習(機器の基本的 操作、内線増移設のための簡易データ変更、障害切分け方法、遠隔保守の方法など)を第五管区海上保安本部において、当庁の保守管理担当職員に対し実施すること。

8 その他

(1) 納入する物品等について、別紙「仕様確認申請書」を提出し、検査職員の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得ること。

- (2) 納入にあたっては、担当職員と納入日時等を調整すること。
- (3) 納入に要する経費は受注者負担とする。
- (4) 納入した製品に関する不具合があると判明したとき、または納入作業に起因する不具合が判明したときは、受注者は納入日から1年間無償で保障すること。
- (5) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当職員と協議してその指示に従うこと。
- (6) 問い合わせ先

第五管区海上保安本部総務部情報通信課施設係

TEL : 078-391-6551

納 入 品 目

品 目	規 格	数 量	単 位	備 考
ボタン電話主装置		1	式	
《一式内訳》				
ボタン電話主装置本体		1	個	
日本語版取扱説明書		1	冊	
工事要領書		1	部	
収容パッケージ搭載要領		1	部	
製造検査成績書		1	部	
電子データ版取扱説明書（CD等）		1	枚	
デジタル多機能電話機	12ボタン以上	4	個	
デジタル多機能電話機	24ボタン以上	27	個	
デジタル多機能電話機	36ボタン以上	3	個	
アナログ電話機		16	個	
PHS子機		2	個	
PHSアンテナ		2	個	
3時間バッテリー		1	個	

※ 「電子データ版取扱説明書（CD等）」には、日本語版取扱説明書・工事要領書・収容パッケージ搭載要領・製造検査成績書を含めた取扱説明書である。

機器仕様

1 交換方式			制御方式は蓄積プログラム制御、通話路方式は時分割PCM方式であること。		
2 回線種別等	外線	局線(アナログ) 専用線(専用線種別OD)	実装回線数 16 8		
		内線	回線数 40 24 2 16	総ポート数 128	
3 ボタン電話主装置構造及び使用環境条件		デジタル多機能電話機 停電対応デジタル多機能電話機	筐体は床面上自立型、幅400mm×高さ1,100mm×奥行き300mm以下であること。 温度0°C~40°C、湿度10~90%の範囲で結露等なく使用できること。 電源はAC100V(±10V・50/60Hz)であり、停電時は自動で内蔵電池に切り替え3時間以上の運用が可能であること。 内線パッケージ類等は活線指抜が可能なものであること。 使用部品は欧州RoHS指令に適合し、定められたしきい値以上の有害物質を含有しないものであること。		
		PHS子機	12ボタン以上4個・24ボタン以上27個・36ボタン以上3個であること。 保留、転送及びフッキングの固定機能ボタンを有すること。 液晶ディスプレイ付で、半角20文字×6行以上の日本語表示であり、発信者番号通知機能を有すること。 バックライトを有し、表示角度調整が行えるものであること。 500件以上を漢字表記で登録可能なものであること。 発着信ともに30件以上の履歴を蓄積できるものであること。 一定時間操作がない場合、バックライトや機能ボタンの消灯等、消費電力を低減できるものであること。		
		外線ボタン 機能ボタン 表示機能 電話帳機能 発着信履歴 省電力機能	8ボタン以上を有すること。 保留及び転送の固定機能ボタンを有すること。 半角10文字×3行以上の日本語表示であり、発信者番号通知機能を有すること。 連続通話5時間以上及び連続待受時間200時間以上可能なものであること。 100件以上を漢字表記で登録可能なものであること。 発着信ともに20件以上の履歴を蓄積できるものであること。 親機と子機間を100メートル程度離して通話でき、盗聴防止のためのデジタル秘話機能を有しているものであること。		
		ボタン電話主装置	端末機器相互間において通話可能なものであること。 専用線の接続は既設のIP音声変換装置(OKI BV1270)経由であるため、当該装置との親和性を有すること。 既設のFAXと自動及び内線転送により接続し送受信できるものであること。 モデム通信による遠隔保守管理機能(内線増設のための簡易データ変更やエラーログ確認等)を有すること。 すべての電源喪失時においても、停電対応デジタル多機能電話機により一般加入電話回線で通話可能なるものであること。 緊急時にはデジタル多機能電話機からの配線により、独立したデジタル多機能電話機の運用が可能なものであること。 障害リスク分散のため、局線基盤と庁内専用線(専用線種別OD)とは別の基盤で実装すること。 館内放送設備と接続が可能なものであること。 回線接続条件は、関係法令に適合すること。		
5 機能条件			ネットワーク接続機	ネットワーク接続機は、小型電子計算機がボタン電話主装置にリモートアクセスできる機能を有すること。	